

前橋市新設道の駅整備運営事業

実施方針及び要求水準書（案）への質問回答書

平成29年2月

前 橋 市

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
1	事業の目的について	実施方針	1	22	「本計画では、官民連携を前提とした整備運営を目指しており、民間事業者のノウハウ・および事業提案を効果的に活用するために早い段階で整備・運営事業者を選定することとなった。選定事業者には道の駅整備に係る計画策定の検討段階から参画していただくことで、民間事業者独自の提案を盛り込んだ計画づくりを図りたい。」とありますが、事業者の提案は「民間事業者のノウハウを活用するための官民連携協議の開始資料の位置づけ」と認識もできます。提案資料の位置づけについて、市のお考えをお示ください。	提案資料は、道の駅を整備するための基本計画の案となるものとの位置づけです。
2	公共施設等	実施方針	1	26	事業の対象となる施設は、一般にPFI法第2条第1項に定義されている「公共施設等」を示すものと思いますが、「民間事業者の独立採算事業として実施する施設」はPFI法第2条第1項各号に掲げられている具体的などの施設に該当(いずれかの施設に該当しなければPFI法は適用できないため。)しており、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める「公の施設」に該当するのかがについて説明願います。	PFI法第2条第1項各号に掲げられている施設に該当し、かつ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める「公の施設」に該当する施設を提案してください。
3	「道の駅」登録	実施方針	1	28	・本施設は国土交通省「道の駅」登録を予定されていると思いますが、本施設に比較的近接して複数の道の駅があることから、道の駅の登録がされない可能性もあると理解しています。現状の見通しとして、問題なく登録される見通しと理解してよろしいでしょうか。	登録に向けた調整中です。
4	公共施設等	実施方針	1	29	PFI法第2条第2項に定める「特定事業」として、「①道の駅全体を対象とした基本計画の策定、②民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理及び運営業務」のそれぞれを実施することが含まれるとされていますが、1点目の「①道の駅全体を対象とした基本計画の策定」が特定事業であるということは、「道の駅全体(本実施方針の第4章 2. のアからウに掲げる施設のうち福祉ショップと消防団詰所を除く。)」もPFI法第2条第1項に定義されている「公共施設等」に該当するとの理解でよいでしょうか。(その場合、第1章 1. (4)においても掲げられていること等の必要もあることから、実施方針全体の内容として整合が図られた回答をお願いします。)	ご理解のとおりです。基本計画の策定に関しては、道の駅全体が対象となります。
5	測量・調査リスク	実施方針	1	21	・市が実施する測量・調査には、どのような測量・調査を含みますか。例えば、地下水調査は含まれておりますか。	現地測量、用地測量及び実施設計に必要な地質調査、地盤調査を実施します。ただし、地質調査、地盤調査の内容は応募者の提案を基本とし、詳細は協議により定めるものとします。
6	測量・調査リスク	実施方針	1	21	・市が行う埋蔵文化財調査結果による事業着手遅延等リスクについてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	埋蔵文化財調査結果によって発生する遅延等については双方のリスクとして修正します。
7	交差点の設置	実施方針	1		・上武道路と点線で示されている市道の接続箇所は、交差点となりますか。その場合、交差点協議は、どの程度進捗していますか。	平面での交差点を予定しています。交差点協議については未着手です。
8	物価リスク	実施方針	1	9	・実施方針において土地の使用料の徴収を、要求水準書で納付金の徴収が記されていますが、土地の使用料や納付金は物価変動を考慮しないという理解でよろしいですか。	募集要項等において示します。
9	道の駅登録リスク	実施方針	1	11	・実施方針において「道の駅」としていることから国土交通省「道の駅」登録を前提にされていると想定いたしますが、登録が認められない場合のリスクについてご教示頂くことは可能ですか。	実施方針別紙1「リスク分担表(案)」許認可リスクのとおりです。
10	事業の中止・延期に関するリスク	実施方針	1	18	・VFMを定性評価に限定していることによる議会の承認リスクについてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	実施方針別紙1「リスク分担表(案)」事業の中止・延期に関するリスクのとおりです。
11	基本計画策定リスク	実施方針	1	21	・事業者選定後に協議を行い基本計画が確定する場合には、具体的な整備内容等が未確定な事項が多い場合も考えられるため、要求水準書の不備、変更、その他市の指示に関するものによる計画変更リスクについてご教示頂くことは可能ですか。	市の帰責による計画変更に伴うリスクについては、市の負担となります。
12	設計リスク	実施方針	1	24	・本事業では基本計画策定も特定事業とされておりますので、基本計画策定段階のリスク分担の考え方について、ご教示頂くことは可能ですか。	基本計画策定段階のリスクは双方のリスクとします。詳細は募集要項等において示します。
13	休憩機能・情報発信機能	実施方針	1	14	・「道の駅の基本機能としての休憩機能、情報発信機能…」とあることについて、国道17号上武道路の道路管理者が施設の全部または一部を整備、維持管理する予定はございますか。	一体型整備に向けて調整中です。
14	随意契約	実施方針	2	8	・「・・・PFI特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合・・・」の「妥当と判断」する判断基準又は判断の考え方、例示等をご教示頂くことは可能ですか。	PFI特定事業により整備する施設と市負担事業により整備する施設について、施設配置や構造、外観デザインなどの観点からPFI事業者による一体的整備が合理的と判断され、かつ、建設費が適正な水準であると判断される場合を想定しています。
15	随意契約	実施方針	2	8	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当であると判断される場合は、市が自らの負担により別途随意契約によりPFI事業者に発注することを予定している」とされていますが、この場合の随意契約によりPFI事業者が実施する施設整備業務は、本件における特定事業に含まれないとの理解であり、PFI事業者が特定事業を実施することのみを目的として設置されたSPCである場合は、特定事業に含まれない随意契約による施設整備業務を請け負うことができないものの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCを設立する場合は、SPCの出資者である構成員と施設整備に係る契約を締結します。
16	随意契約	実施方針	2	8	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当であると判断される場合は、市が自らの負担により別途随意契約によりPFI事業者に発注することを予定している」とされていますが、この場合の随意契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号に定める額を超えていてもよいとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	随意契約	実施方針	2	8	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当であると判断される場合は、市が自らの負担により別途随意契約によりPFI事業者に発注することを予定している」とされていますが、この場合の随意契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項各号に定めるいずれに該当するのかを説明願います。	「六 競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当します。
18	随意契約の相手方	実施方針	2	8	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当であると判断される場合は、市が自らの負担により別途随意契約によりPFI事業者に発注することを予定している」とされていますが、PFI事業者が複数の者から構成されたグループである場合に、当該随意契約の相手方はPFI事業者(グループ全体)となるのか、PFI事業者を構成する者のうち施設整備業務を行う者のみが対象となるのか、いずれとすることが想定されているのでしょうか。	PFI事業者を構成する者のうち、施設整備業務を行う者との契約を想定しています。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
19	本事業において整備した施設の範囲	実施方針	2	12	「PFI事業者の収入は、本事業において整備した施設における売上とする」とありますが、本実施方針の第1章 1. (6)に示されているように別途随意契約によりPFI事業者に発注されて整備した施設における売上も含まれるとの理解でよいでしょうか。	「本事業」とは「PFI特定事業」であり、PFI事業者の収入は「PFI特定事業」に維持管理・運営業務が含まれる施設における売上となります。
20	基本計画の策定の対価	実施方針	2	12	「PFI事業者の収入は、本事業において整備した施設における売上とする」とありますが、本実施方針の第1章 1. (6)に示された特定事業の範囲には、「道の駅全体を対象とした基本計画の策定」が含まれており、「前橋市新設道の駅整備運営事業 要求水準書(案)」の第2章に「新設道の駅における基本計画策定業務」も示されていることから、PFI事業者がこの基本計画策定業務の実施の対価を市から得ることができない理由を説明願います。	本件の駅整備に際しては、PFI特定事業及び市負担事業が一体となって成立するものであり、基本計画についても一体不可分となることから、特定事業の範囲としています。よって、独立採算である本事業の範囲において、対価の支払いは想定していません。なお、優先交渉権者の提案内容を基本に協議のうえで基本計画とする予定であり、事業者には追加的に過度な負担がかかることは想定しておりません。
21	負担費用の概要	実施方針	2	13	「PFI事業者は、事業費、公租公課等、本事業を実施するにあたり必要な費用を負担する」とありますが、「事業費」と「事業を実施するにあたり必要な費用」は異なるのでしょうか。「事業費」及び「本事業を実施するにあたり必要な費用」のそれぞれの概要について説明願います。	異なりません。「事業費、公租公課等」が「本事業を実施するにあたり必要な費用」です。
22	PFI特定事業の範囲に含まれない施設	実施方針	2	7	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設」とは、本実施方針の第1章 1. (5)に示されているように「福祉ショップと消防団詰所」のみであるとの理解でよいでしょうか。(本実施方針の第1章 1. (4)及び(5)に示されている施設がPFI法第2条第1項に定める公共施設等に該当するか否かの整合も含めて回答願います。)	道の駅全体を対象とした基本計画の策定は福祉ショップ及び消防団詰所を含み全てPFI特定事業の対象です。福祉ショップの運営、消防団詰所の維持管理・運営はPFI特定事業の対象外です。それ以外は応募者の提案によります。
23	所有権の移転	実施方針	2	4	「PFI事業者が独立採算事業として提案する施設について、設計、建設、維持管理・運営業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転する」とありますが、市はPFI事業者から当該施設の寄付又は贈与を受けるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	所有権の移転	実施方針	2	4	「PFI事業者が独立採算事業として提案する施設について、設計、建設、維持管理・運営業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転する」とありますが、市はPFI事業者から当該施設の寄付又は贈与を受けるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	所有権移転後の提案施設	実施方針	2	4	「PFI事業者が独立採算事業として提案する施設について、設計、建設、維持管理・運営業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転する」とありますが、所有権が市に移転した当該施設は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第3項に定める行政財産又は普通財産のいずれに該当することになるのか説明願います。	行政財産となります。
26	PFI事業者の権原	実施方針	2	4	「PFI事業者が独立採算事業として提案する施設について、設計、建設、維持管理・運営業務を自らの収入により独立採算で実施する。施設は整備後、所有権を市に移転する」とありますが、当該施設の整備後においてPFI事業者はどのような権原に基づいて公有財産を独占的に占有し、かつ、公有財産の利活用を通じて得られる収益を自らの収入として得ることができるのかについて説明願います。	施設の所有権を市に移転した後、市はPFI事業者を当該施設の指定管理者として指定します。得られる収益は「使用料収入」であり、これをもって事業者は当該施設の維持管理・運営を行っていただきます。
27	BTO	実施方針	2	6	「BTO方式を採用した場合、施設を無償譲渡することになります。会計上の取扱についてご教示頂くことは可能ですか。	負担付寄付の扱いとして、会計上の処理については貴社の本社所在地の税務署にご確認ください。
28	BTO方式	実施方針	2	6	「BTO(Build Transfer Operate)方式」とありますが、市がPFI事業者からPFI法第20条に定める費用に相当する当該施設(現物)の譲渡を受けて、PFI事業者がPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権を設定することにより、PFI事業者が公有財産となる提案施設を独占的に占有し、かつ、その利活用を通じて得られる収益を自らの収入として得ることができる権原が明確になり、民間資金の活用も図りやすいと考えられます。 本件に関してPFI法の適用を図り、提案施設の整備等において民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るに当たり、公共施設等運営権を活用した事業方式としないBTO方式を採用している理由を説明願います。	事業手法の検討段階においては、ご指摘の公共施設等運営権やBOT方式の採用について検討いたしました。本事業の事業用地取得に際しては土地収用法に基づく事業認定によることを想定していることから、県との協議結果を踏まえ、本件事業の実施に際しては民間事業者による何らかの権利設定には慎重であるべきと判断し、BTO方式としています。
29	当該施設の内容	実施方針	2	20	「事業期間の終了時、PFI事業者は当該施設から速やかに退去すること」とありますが、当該施設とは提案施設のみを意味しているのでしょうか、随意契約により整備した施設や指定管理の対象としている施設なども含まれるのでしょうか。	当該施設とは、PFI特定事業により整備した施設を指します。随意契約により整備した施設については、別途、指定管理の指定期間によります。
30	事業期間の終了時の措置	実施方針	2	20	「事業期間の終了時、PFI事業者は当該施設から速やかに退去すること」とありますが、PFI事業者は自らが所有管理する設備、什器備品、商品等の一切を撤去することが想定されているとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	当該施設の内容	実施方針	2	21	「事業終了後の当該施設の維持管理業務・運営業務につき必要に応じPFI事業者と協議する」とありますが、当該施設とは提案施設のみを意味しているのでしょうか、随意契約により整備した施設や指定管理の対象としている施設なども含まれるのでしょうか。	質問No.29を参照してください。
32	指定管理事業期間	実施方針	2	9	「『指定管理・運営』については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、事業期間はPFI特定事業と同じと考えて宜しいでしょうか。	同じ指定期間とする予定です。
33	「維持管理・運営」の指定管理者の指定	実施方針	2	9	「『指定管理・運営』については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、維持管理及び運営に対する資格要件等について、代表企業が有しない資格については、グループの構成員もしくは協力企業が有していれば代表企業が包括して指定管理者の指定を受けることと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	指定管理の対象施設	実施方針	2	9	「また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」との説明がありますが、PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している施設は、当該説明が含まれる段落内に示されている「PFI特定事業の範囲に含まれない施設」(福祉ショップと消防団詰所)を意味しているのでしょうか。	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設」(福祉ショップの運営と消防団詰所の維持管理・運営以外)となります。
35	公の施設	実施方針	2	9	「また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している施設は、すべて地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める「公の施設」に該当するものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	指定管理者の指定の手續	実施方針	2	9	「また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、PFI事業者を指定管理者として指定する場合の手續等は、前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年前橋市条例第52号)に定めるいずれの規定を適用した手續となるのかを説明願います。(当該条例に基づいてPFI事業者が指定を受ける場合に適用される規定が不明なため、実施方針に示されている内容が担保されていないことを危惧しています。)	PFI事業者を指定管理者に選定するために必要な条例改正などを行う予定です。
37	指定管理者	実施方針	2	9	「また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、PFI事業者が複数の者から構成されるグループである場合に、指定管理者として指定を受けるのはPFI事業者(グループ全体)となるのか、PFI事業者を構成する者のうち施設の維持管理及び運営を実施する者のみが対象となるのか、いずれとすることが想定されているのでしょうか。	いずれでも可能ですが、特定事業の範囲についてPFI事業者を指定管理者とすることを想定しています。ただし、詳細は優先交渉権者決定後の協議において決定いたします。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
38	指定管理料の概算金額	実施方針	2	9	「また、「維持管理・運営」については、協議の上PFI事業者を指定管理者として指定することを予定している」とありますが、現時点においてPFI事業者を指定管理者として指定する場合に市がPFI事業者に支払う年間の指定管理料の概算金額の上限についての考え方を提示願います。	指定管理料については、提案内容を基に協議において定めるものとするため、上限額は現段階では設定しません。
39	発注予定の概算金額	実施方針	2	9	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」については、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当であると判断される場合は、市が自らの負担により別途随意契約によりPFI事業者に発注することを予定している」とありますが、現時点における発注予定の概算金額の上限についての考え方を提示願います。	発注金額については、提案内容を基に協議において定めるものとするため、上限額は現段階では設定しません。
40	造成費用負担について	実施方針	2	3	造成費用負担の考え方を詳しく説明して下さい。(独立採算部分と他でわかるのか?)	造成費の費用負担について整備(設計、建設)を民間の独立採算で行う施設はPFI事業者、それ以外は市が負担することを基本とし、詳細は協議により定めるものとします。
41	優先交渉権者選定後の対応について	実施方針	2	3	優先交渉権者選定後、前橋市が負担できるPFI事業外の範囲やその内容および費用の上限が不明確なこと、また、土地収用方に関わる部分で群馬県等の判断で事業として認められないなど、事業者が提案した内容が事業者起因でなく履行できない可能性が高くと考えられます。この場合、事業者は辞退できるものと考え、罰則等は無いものと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
42	優先交渉権者選定後の対応について	実施方針	2	3	優先交渉権者選定後、事業者が辞退した場合のリスク発生時期について、市の考えをお示しください。	募集要項等において示します。
43	交通量変動リスク	実施方針	2	6	・民間事業者の責によらない社会的環境の変化や新たな交通網の整備、等による国道17号上武道路の交通量が減少する場合や大橋に上回る場合のリスクについてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	社会的環境の変化等については双方のリスクとします。
44	需要変動リスク	実施方針	2	6	・民間事業者の責によらない国の経済環境の激変、風評被害、等による社会的需要環境が減少する場合のリスクについてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	質問No.43を参照してください。
45	特定事業の範囲	実施方針	2	2	「提案施設を提案する場合は、特定事業の範囲とすることを必須とすること」の意味が不明であり、民間事業者が独立採算事業として提案する施設の設計、建設、維持管理、運営業務についての提案において、特定事業の範囲とするための制約があるかのように読み取れます。 PFI法第2条第2項に定義されているように、特定事業は「公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)」に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものであることから、民間事業者が独立採算事業として提案する公共施設等に該当する施設の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画の他、国民に対するサービスの提供を含む提案とする以外に、特定事業の範囲とするための条件等について説明願います。	応募者はア、イ以外の施設について提案できますが、特定事業の範囲外、つまり市の負担での整備はできないという意味です。 なお、提案施設は本事業の目的に則したものであり、公共事業としての役割を充足している機能を有する施設であること、またPFI法及び土地収用法の対象となるものであることが条件です。
46	PFI事業者の定義	実施方針	2	4	第1章 1. (6)において使用されている「PFI事業者」という用語は、PFI法第2条第5項に定める選定事業者を意味するものとの理解でよいでしょうか。	選定事業者が市と基本協定を締結し、PFI事業者となります。
47	PFI事業者	実施方針	2	4	「PFI事業者」は1者又は複数の者から構成されたグループでもよいとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	協議会運営リスク	実施方針	2	15	「協議会」について実施方針・要求水準書(案)での記載がありませんが、どのような組織、運営を想定されておりますか。	国文省、県、市および関係団体により構成される協議会の設立を想定しております。施設の運営維持管理等について調整等が生じた場合に協議することとします。
49	維持管理・運営期間	実施方針	2	19	・維持管理・運営期間を15年間(開業平成32年6月頃～平成47年4月30日)とされていますが、提案の内容により期間を変更する事は可能でしょうか。	募集要項等公表後の期間変更は不可とします。
50	事業終了後の措置	実施方針	2	21	「事業終了後の当該施設の維持管理業務・運営業務につき必要に応じPFI事業者と協議する」とありますが、当該協議は事業期間の終了前のいつの時点から開始することを想定しており、PFI事業者が事業期間の終了後も引き続き維持管理業務・運営業務を継続することを認める場合に最低限必要な条件等について説明願います。	当該協議は概ね事業終了6ヶ月前から実施することを想定しています。事業終了後に維持管理・運営業務を継続する条件は現時点で未定です。
51	VFM	実施方針	3	25	「定性的な評価を行う」とあることについて、定量的な評価は行わないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	VFMの定量的な効果	実施方針	3	25	「定性的な評価を行う」とされており、定量的な評価を行うことが想定されていませんが、本実施方針の第1章 1. (5)に示されている「道の駅全体を対象とした基本計画の策定」業務について、市自らが実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値と、特定事業(PFI事業)として実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値の比較による定量的な評価が想定されていない理由を説明願います。	基本計画の策定も含めて独立採算事業としていることから、定量的な評価を実施することはできません。基本計画策定業務をPFI特定事業に含めていることについては、質問No.20を参照してください。
53	独立採算型事業の範囲	実施方針	3	25	「定性的な評価を行う」ことのみが示されていることから、本実施方針に定める特定事業の全てが独立採算型事業として位置付けられているとも考えられますが、本実施方針の第1章 1. (5)に示されている「道の駅全体を対象とした基本計画の策定」業務が独立採算型事業の範囲に含まれる理由について説明願います。	質問No.52を参照してください。
54	基本協定	実施方針	4	21	応募者がSPCを設置しない場合においても基本協定を締結することが想定されているのだとすれば、基本協定の概要とその締結理由を説明願います。	SPCを設置しない場合でも基本協定は締結します。基本協定は、選定事業者がPFI事業者として選定されたことを確認し、本市とPFI事業者の、事業契約締結に向けた義務を定めるものです。
55	代表企業	実施方針	4	24	「応募者は…中略…これらの能力を有するものを含むグループ(以下「応募グループ」という。)とする。」との記載があることから、応募グループにはこれらの能力を有するものを含めていれば、各業務(設計、建設、工事監理、維持管理、運営)を実施しない、例えば、出資のみを行う「構成員」を含めることも可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	公募型プロポーザル方式	実施方針	4	8	事業予定者の募集及び選定については、「公募型プロポーザル方式によるもの」とされていますが、これは地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に定める随意契約の相手方を特定するための手続との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	公募型プロポーザル方式	実施方針	4	8	「公募型プロポーザル方式」が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に定める随意契約の相手方を特定するための手続である場合に、本件については地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項に掲げる各号のいずれに該当するのでしょうか。	「二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当します。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
58	契約の相手方	実施方針	4	23	市は事業予定者として選定された応募者が単独企業である場合は当該単独企業との間で、応募グループである場合は当該グループの全ての構成員との間で、SPCを設立する場合は当該SPCとの間で、それぞれ本事業を実施するための契約を締結するものとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
59	特定事業契約の締結	実施方針	4	21	・基本協定締結～特定事業契約の締結までの期間が約75日(実施方針説明会資料)となっておりますが、基本計画作成に当たっての協議事項が多岐にわたることから、約4か月(120日程度)確保していただくことは可能ですか。	現段階では想定していません。
60	特定事業の選定	実施方針	4	14	・「民間事業者が独立採算事業として提案する施設…」をPFI特定事業の範囲とする(第1章1(5)特定事業の範囲、等)ことから特定事業の施設内容、業務範囲等特定事業が確定するのは民間提案後(事業者選定後)との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
61	事業予定者と民間事業者の定義	実施方針	4	4	第2章.1.において使用されている「事業予定者」と「民間事業者」という用語、第2章.2.において使用されている「事業予定者」という用語、第2章.3.において使用されている「民間事業者」という用語について、「事業予定者」及び「民間事業者」という用語は、「応募者」を意味し、選定された後に「PFI事業者」(PFI法第2条第5項に定める選定事業者)となる者を意味するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
62	資格要件	実施方針	5	26	・応募企業の参加資格要件は各業務(設計、建設、工事監理、維持管理、運営)のそれぞれの全てを満たす必要がありますか。各業務のいづれか一つを満たしていれば可とすることは可能ですか。	各業務の資格要件をグループの各構成員がすべて満たす必要はありません。それぞれが担当する業務の資格要件を満たせば結構です。
63	基本計画業務資格要件	実施方針	5	26	・第1章1(5)特定事業の範囲として「基本計画の策定」がありますが、「各業務に当たる者の資格要件」で「基本計画の策定」に該当する資格要件を追加、又は「①設計業務を行うもの」において「基本計画策定業務」を追加することは可能ですか。	基本計画の策定に係るノウハウはすべての業務に係るものであるため、現段階では別途資格要件を設ける予定はありません。
64	出資割合	実施方針	5	6	・事業契約締結後の、出資割合の変更の可否、条件等についてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	募集要項等において示します。
65	仮契約	実施方針	5	8	「SPCは仮契約調印までに設立する」とありますが、この「仮契約」とは本事業の実施に関する契約の仮契約を意味しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	仮契約	実施方針	5	8	本件において市とPFI事業者(選定事業者)との間で締結する本事業の実施に関する契約について、前橋市議会における議決を必要とすることから仮契約の締結が想定されている場合は、本件における本事業の実施に関する契約について市議会の議決を得なければならない法的根拠を説明願います。	現状では、事業の重要性を考慮して議決を想定していますが、必要性を検証のうえ、詳細は募集要項等において示します。
67	PFI特定事業の範囲に含まれない施設の整備等の随意契約要件	実施方針	5	27	応募者がSPCを設置しない応募グループである場合に、本実施方針の第1章.1.(6)に示されているようにPFI特定事業の範囲に含まれない施設の「設計・建設」について随意契約によりPFI事業者に発注する場合には、応募グループの構成員のいずれかが第2章.4.(3)の①及び②及び③の資格要件を満たしていれば、当該応募グループがPFI事業者として、又は当該資格要件を満たす構成員が随意契約の相手方になることができるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
68	SPCへの出資割合	実施方針	5	3	「構成員のうち、応募グループを代表する企業を「代表企業」とし、代表企業は「(イ)事業期間にわたり、SPCに対する出資割合を最大とすること」とされている一方で、代表企業を含む構成員について「SPCに対する構成員の出資割合は、50%を超えること」とされていることから、SPCには代表企業1者のみが50%超の出資割合とすることを要件としているのでしょうか。	代表企業1者で出資割合の50%を超える必要はありません。構成員の出資割合の合計が50%を超えており、かつ代表企業の出資割合が構成員内で最も高いことが要件です。
69	延床1,500㎡	実施方針	5	26	・本事業の建築床面積は民間提案で決まるもので上限・下限はないと理解しておりますが、そのこと①設計を行う者、②建設業務を行う者、③工事監理業務を行う者の資格要件に延べ床面積1,500㎡以上とあることについての関係や市の意図についてご教示頂くことは可能ですか。	市の過去の事業実績より設定しています。
70	設計業務を行う者の資格要件	実施方針	5	27	・記載されている3条件を1社で全て満たす必要がありますか。あるいは複数の者で実施する場合に、記載されている3条件を複数の者で満たせばいいという理解になりますか。	3条件を満たす者を参加させてください。
71	資格要件	実施方針	6	11	維持管理及び運営をするには商業施設等の管理運営実績が絶対条件ですか？	公共施設の維持管理、運営実績でも結構です。
72	維持管理業務を行う者の資格要件	実施方針	6	12	・「客観的に認められる実績」について、例示等ご教示頂くことは可能ですか。	実際に公共施設等又は商業施設の維持管理、運営を担っていること、あるいは担っていたことが証明できることが要件です。面積要件などはありません。
73	PFI特定事業の範囲に含まれない施設を対象とした指定管理者の要件	実施方針	6	14	応募者がSPCを設置しない応募グループである場合に、本実施方針の第1章.1.(6)に示されているようにPFI事業者が指定管理者として指定される場合には、応募グループの構成員のいずれかが第2章.4.(3)の④及び⑤の資格要件を満たしていれば、当該応募グループ又は資格要件を満たす構成員が指定管理者としての指定を受けることができるとの理解でよろしいですか。	いずれでも可能ですが、特定事業の範囲についてPFI事業者を指定管理者とすることを想定しています。ただし、詳細は優先交渉権者決定後の協議において決定いたします。
74	運営業務を行う者の資格要件	実施方針	6	15	・「客観的に認められる実績」について、例示等ご教示頂くことは可能ですか。	質問No.72を参照してください。
75	審査の透明性及び公平性の確保	実施方針	6	19	「透明性及び公平性を確保することを目的として設置した審査委員会」については、透明性を確保する観点から募集要項において審査基準を明示し、事業予定者が選定された後には、審査過程を示した審査委員会の議事録とPFI法第19条に定める客観的な評価の結果が公表され、公平性を確保する観点から利害関係のある者が応募者の関係者又は協力者等となることを防ぐために、募集要項の公表前に審査委員会を構成する者の氏名及び所属が公表されるものとの理解でよろしいですか。	審査基準、審査委員会を構成する者の氏名及び所属については募集要項等において公表を予定しています。客観的な評価の結果は優先交渉権者決定後に公表いたします。議事録の公表については現段階では想定していません。
76	第二次審査(提案審査)	実施方針	6	27	・第4章2イ整備することが望ましい施設を提案した場合に、評価基準での加点等のお考えはありますか。	募集要項等において示します。
77	提案内容	実施方針	7	8	「基本計画としての必要要素を備えた提案を求める」とされていますが、応募者が提案する内容には、「民間事業者が独立採算事業とする施設の設計、建設、維持管理及び運営業務」の提案のみならず、「道の駅全体を対象とした基本計画」の提案が含まれているとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
78	提案内容の取り扱い	実施方針	7	13	「PFI特定事業の範囲以外の施設についても、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合は、設計・建設業務を随意契約によりPFI事業者に発注する予定」とありますが、PFI特定事業と一体的に実施することを妥当と判断するのは、基本計画の提案内容に基づいて判断するのでしょうか。また、その判断の時期はいつごろを想定しているのかについて説明願います。	ご理解のとおりです。判断の時期は基本計画策定時を想定しています。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
79	提案内容の取り扱い	実施方針	7	8	本実施方針の第1章 1. (5)に示す「道の駅全体を対象とした基本計画」の提案と、「民間事業者が独立採算事業とする施設の設計、建設、維持管理及び運営業務」の提案のそれぞれが提案内容に含まれる場合、いずれの提案内容を重視する(いずれの提案内容の良し悪しを高く評価する)方針なのかを説明願います。	募集要項等において示します。
80	提案内容の取り扱い	実施方針	7	16	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設についても、要求水準書に基づき、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等、及び市が負担する費用等の提案を行うこと。」とありますが、この施設の内容や規模については様々な組み合わせ等により提案されることが想定されることから、そのような提案内容をどのように評価することにより審査の公平性を担保することを想定しているのかについて説明願います。	募集要項等において示します。
81	提案内容の取り扱い	実施方針	7	16	「PFI特定事業の範囲に含まれない施設についても、要求水準書に基づき、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等、及び市が負担する費用等の提案を行うこと。」とありますが、この市が負担する費用等に関する提案内容は施設の内容や規模との組み合わせにより様々な評価が可能になりますが、どのように評価することにより審査の公平性を担保することを想定しているのかについて説明願います。	募集要項等において示します。
82	提案書類の取り扱い	実施方針	7	29	「選定に至らなかった応募者の提出書類について」、「本事業の選定結果の公表以外には応募者に無断で使用しない!」にもかかわらず、「提案書類を返却しない!」理由を説明願います。	選定手続きに係る書類は行政文書として規定の期間保存するためです。
83	提案内容	実施方針	7	7	・「おおむね基本計画としての必要要素を備えた提案」とありますが、「土地利用計画(配置計画、平面計画、断面計画)」の縮尺はどの程度を想定されていますか。	敷地全体に係る図面は1/1000、各建物に係る図面は1/500を想定しています。
84	事業者、事業予定者及び優先交渉権者の定義	実施方針	7	5	第2章 5. (3)においては、「事業者」、「事業予定者」、「優先交渉権者」という用語が使用されていますが、「事業予定者」は「応募者」、「事業者」及び「優先交渉権者」は「選定された応募者」という意味であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	計画条件	実施方針	7	11	「運営計画(運営方針、役割分担、資金計画、運営体制等)」とありますが、資金計画の検討にあたり、前面道路である国道17号上武道路における交通量が大きく影響することから、最新の交通量の想定及び4車線として整備される時期などの詳細かつ最新の計画条件を提示願います。	4車線化の時期については未定です。なお、交通量予測については、募集要項公表時に示します。
86	事業契約の保証	実施方針	9	14	『市は、事業契約に基づいてPFI事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。』とありますが本事業は、サービス購入型ではなく独立採算型事業である為、御市の事業費負担は無いものと考えます。その場合に保証金等はどのように考えれば宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
87	事業契約の定義	実施方針	9	12	第3章 3. (1)において使用されている「事業契約」という用語は、PFI法第5条第2項第5号に定める「事業契約」を意味するものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	地質・地盤リスク	実施方針	9	8	別紙1「リスク分担表(案)」において、施設整備業務内地質・地盤状況の結果により、工法・工期に変更が生じた場合のリスクは「民間側」とありますが、募集要項公表時に対象地の地質及び地盤調査資料は御提示いただけますか。御提示いただけない場合に収支計算等ではどのように考えれば宜しいでしょうか。	地質調査、地盤調査の実施については、質問No.5のとおりです。提案においては、国土情報検索サイト「Kunijiban」により確認できる範囲でご提案ください。地質調査等実施結果により提案内容を変更する必要がある場合は、協議するものとします。
89	責任分担	実施方針	9	7	実施方針の第1章 1. (5)(1頁30行目)に示された「道の駅全体を対象とした基本計画」を策定する者(策定することの責任を負う者)は、市なのか、PFI事業者なのか、この基本計画の策定に関するリスク(計画内容の変更による増加費用やスケジュールの遅延による増加費用等)の負担者は、市なのか、PFI事業者なのかについて、それぞれが負担する理由を含めて説明願います。	基本計画策定は市と事業者の双方で行います。リスクの負担については質問No.12を参照してください。
90	協議会運営リスク	実施方針	9	8	別紙1「リスク分担表(案)」において、運営業務の協議会からの要望に関するものリスクについては「民間」にもリスクが分担されておりますが、協議会の要望とはどのような事が想定されますか。	イベントへの協力、道路管理上の要望、防災関連等、道の駅を一体とした事業等が想定されますが、協議会における協議内容をもって決定いたします。
91	不可抗力リスク	実施方針	9	8	建設期間中における不可抗力により本事業を中止する場合、建設途中の建物(民間事業者が独立採算事業として提案する施設)の措置についての基本的な考え方を説明願います。民間事業者の責任と費用負担により当該施設を完成させた場合は市に所有権を移転することができるのか、当該所有権の移転後、当該施設の周辺が整備されていないことなどにより当該施設を使用収益することができないことによる損害は市の負担となるのか、建設途中の建物を解体撤去する場合における解体撤去費用についてはどのような負担になるのかについての基本的な考え方を説明願います。	いずれの帰責によるものかを協議しますが、詳細は募集要項等において示します。
92	不可抗力リスク	実施方針	9	8	建設期間中における不可抗力により本事業を中止する場合、建設途中の建物(PFI特定事業の範囲以外の施設で市から随時契約によりPFI事業者が整備している施設)の措置についての基本的な考え方を説明願います。	一般的な公共施設の建設請負工事と同様の扱いになります。
93	保証の額と期間	実施方針	9	12	本件においては、民間事業者が独立採算事業として提案する施設の対価を市が負担せず、かつ、PFI特定事業の範囲以外の施設についても随時契約によりPFI事業者が整備することが想定されているため、保証の期間や金額(によっては民間事業者側に過大なリスクとなることも想定されるため、保証の対象、期間、金額の算定方法に関する基本的な考え方を説明願います。	質問No.86を参照してください。
94	公共施設等	実施方針	10	14	本実施方針の第4章は、PFI法第5条第2項第4号に定める「公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」を示すものであり、ここではPFI法第2条第1項に定める公共施設等について示すこととなりますが、本実施方針の第4章 2. ア及びイに掲げられている施設が、PFI法第2条第1項各号のいずれの施設に該当するのかについて説明願います。	PFI法第2条第1項各号のいずれかの施設に該当する施設を提案してください。
95	公共施設等	実施方針	10	20	本実施方針の第4章 2. アに掲げられている必須施設(福祉ショップと消防団詰所を除く。)をPFI事業者が独立採算事業として提案する施設としてよいのでしょうか。その場合に、駐車場やトイレを有料施設としてもよいのでしょうか。	独立採算事業として提案する施設に含めることは可能です。ただし、本施設は道の駅ですので、最低でも要求水準書第2章4. に道路休憩施設として示した駐車場やトイレについては無料としてください。
96	必須施設	実施方針	10	22	ア 必修施設『駐車場～ラウンジ』と記載されていますが、PFI事業者が運営により得る収入で施設整備費を賄わなければならない施設は何処まででしょうか。また、市の予算で整備する施設の費用の上限はいくらのでしょうか。	運営により得る収入で施設整備費を賄う施設は提案によるものとします。上限額は現段階では設定しません。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
97	建築物の大きさ	実施方針	10	2	建築物の大きさについて制限はありますか？市街化調整区域での物販面積の考え方について説明をお願いします。	本事業における開発行為は、都市計画法第34条第14号の開発審査会の議を経て許可を受けることを想定しています。面積は必要性に応じて提案してください。
98	建築物の棟数	実施方針	10	14	建築物の棟数について、制限はありますか？(直売所、レストラン、テナントショップ等 必須施設及び望ましい施設は約24か所の建物が必要になります)	本事業における開発行為は、都市計画法第34条第14号の開発審査会の議を経て許可を受けることを想定しています。建築棟数は必要性に応じて提案してください。
99	建築物の面積制限	実施方針	10	14	必須施設及び望ましい施設において建物の面積制限はありますか？(物販以外の建物)	質問No.97をご参照ください。
100	施設要件	実施方針	10	14	・施設要件として提示されている、ア必須施設、イ整備することが望ましい施設の施設内容や施設規模、整備水準等は、公表されている「前橋市新設「道の駅」基本計画等作成業務報告書(平成28年3月)」を踏まえて提示されているという理解でよろしいですか。	施設要件は報告書をもとに有識者会議や関係機関協議を実施し決定しています。
101	施設要件	実施方針	10	26	農畜産物直売所のみの運営主体として参入することはできますか？	テナント事業者として参加を希望する場合は、別途行われる募集に応募してください。
102	計画区域面積	実施方針	10	4	「面積7ha程度」とあることについて、計画区域の形状、計画区域面積の上限及び下限等の条件はございますか。	形状については、上武道路・荒牧間根線交差点及び四ツ塚原之郷前橋線・新設市道交差点から進入できるものとします。面積については7ha程度を想定していますが、実施方針別紙3「計画区域図」で示す上武道路、国道17号、四ツ塚原之郷前橋線、新設市道に囲まれる、一回の農地の範囲において提案できるものとします。
103	計画区域面積	実施方針	10	4	将来的に、本事業区域を拡張することを検討するお考えはございますか。	現時点では想定していません。
104	現況測量図の御提示	実施方針	10	4	別紙3「計画区域図」において、現況測量実施中とありますが、募集要項公表時測量図は御提示いただけますか。また、測量の範囲は対象地のどの範囲となりますか。	測量成果については、資格審査通過者に提供を予定しています(現在測量作業中)。測量の範囲は概ね実施方針別紙3「計画区域図」で示す上武道路、国道17号、四ツ塚原之郷前橋線、新設市道に囲まれる、一回の農地です。
105	計画敷地外のインフラ整備	実施方針	10	12	計画敷地外において必要なインフラの整備は開業までに市が実施するとありますが、当該インフラの整備が遅れた場合はPFI事業者側に生じた損害を市が賠償することを事業契約に明示するとの理解でよいでしょうか。	募集要項等において示します。
106	提案施設の要件	実施方針	10	19	「提案された施設内容が認められない場合がある。」とありますが、優先交渉権を取得後、認められないと判断された施設内容が、PFI事業者が行う独立採算事業において、収支計画における重要な収益事業であり、事業実施自体を困難であると判断する場合、優先交渉権者の選定を辞退する事はできると考えて宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
107	提案施設	実施方針	11	13	・第4章 2. 施設要件として提示されている、イ整備することが望ましい施設及びウ提案施設についても、PFI特定事業の範囲外の施設として位置づけて、市の負担で整備、維持管理を行う、非収益施設を提案することは可能でしょうか。	「イ 整備することが望ましい施設」については可能ですが、「ウ 提案施設」についてはPFI特定事業の範囲に含めてください。
108	提案施設	実施方針	11	14	・施設要件として提示されている、ウ提案施設として、「ただし、提案は本事業の目的に即したものとし、公共事業としての役割を充足している機能を有する施設の提案に限る。」と記載がありますが、「公共事業としての役割を充足する機能」について、考え方や例示をご教示いただくこと可能ですか。	事業者の提案によります。
109	提案施設の内容	実施方針	11	16	提案施設の内容について「公共事業としての役割を充足している機能を有する施設の提案に限る。」とありますが、独立採算事業であり公共事業としての役割を充足する機能とはどのように考えれば宜しいでしょうか。	質問No.108を参照してください。
110	提案施設	実施方針	11	14	本実施方針の第4章 2. ウに示す提案施設とは、本実施方針の第1章 1. (6)に示されている「PFI事業者が独立採算事業として提案する施設(施設の整備後に所有権を市に移転する施設)」に該当するものと理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	土地の使用に関する事項	実施方針	11	18	計画敷地について市が用地取得を予定しているとのことであり、かつ、本実施方針の第2章 5. (3)において「PFI特定事業の範囲に含まれない施設についても、要求水準書に基づき、施設の内容、規模、配置、維持管理・運営内容等、及び市が負担する費用等の提案を行うこと」とあるため、提案内容に対する審査の公平性を担保する観点から、募集要項においては、用地取得の完了時期について募集要項及び事業契約に明示されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	土地の使用に関する事項	実施方針	11	18	計画敷地について市が用地取得を予定していることから、用地取得ができない、又は遅延することなどにより、PFI事業者が実施する業務に新たな負担や損害が生じる場合は、当該負担等を市が負担することが事業契約に明示されるとの理解でよいでしょうか。	どちらの帰責によるものか協議します。
113	土地の使用料	実施方針	11	21	・維持管理・運営期間の土地・建物の使用料は、要求水準書(案) P5 第2章 1. 業務の内容に言及されている納付金として支払うことになるのでしょうか。その場合の使用料(納付金)の金額は、民間が提案する使用料または前橋市が指定する使用料(どの程度を予定しておりますか)のいずれになりますか。	提案を基に詳細は協議により定めるものとします。
114	事業計画の定義	実施方針	11	25	本実施方針の第5章 1. において「事業計画」という用語が使用されていますが、これはPFI事業者として選定された応募者が提案した「提案内容」を意味し、その内容には、本実施方針の第2章 5. (3)に示された内容の全てが含まれており、当該内容の変更に伴う増加費用は、その変更が市の帰責事由による場合は市が、PFI事業者の帰責事由による場合はPFI事業者が負担するものとの理解でよいでしょうか。	事業計画とは、本道の駅の整備運営に係る全ての計画とします。費用負担については、どちらの帰責によるものか協議します。
115	説明会の開催	実施方針	13	14	平成29年1月26日の説明会で配布された資料について、公募資料として改編し、補足資料として位置づけてほしいと考えます。スキーム図などが示されない事業範囲なども不明点が多岐に渡ると考えられます。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
116	PFI法適用の確認	実施方針			本実施方針には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第1項の定めるところにより本実施方針を定め、同条第3項の定めるところにより公表する旨を明示した監等が付されておらず、また、本実施方針の本文においても明記されていませんが、本実施方針はPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	敷地条件	実施方針			敷地条件は、特定事業を実施するための事業計画を検討するための前提条件となるものであることから、他のPFI事業や官民連携事業と同様に要求水準書において示されるとの理解でよいでしょうか。	募集要項等において可能な範囲でお示しする予定です。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
118	提案施設	要求水準書(案)	1	31	「第5項ウ提案施設を提案する場合は、特定事業の範囲とすることを必須とする」とあることから、提案施設については、整備後に市に所有権を移転するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書の位置づけ	要求水準書(案)	1	3	「民間事業者を募集及び選定するにあたり、民間事業者に対して交付する募集要項と一体のものとして、本事業の各業務について本市が要求するサービス水準を示したものとあり、民間事業者からの提案を求めるための条件書として位置付けられているように読み取れますが、他のPFI事業における要求水準書のように、特定事業を実施するために達成しなければならない水準を示すものであり、事業契約書と一体のものではないとの理解でよいでしょうか。	要求水準書については、事業契約書と一体のものとなります。
120	提案施設	要求水準書(案)	1	31	「第5項ウ提案施設を提案する場合は、特定事業の範囲とすることを必須とする」とあり、提案施設については整備後に市に所有権を移転して公有財産となる場合は、公有財産として認められるための最低限の条件、又は公の施設に該当する場合は、公の施設として認められるための最低限の条件(その使用収益を行う場合の条件も含む。)を説明願います。	公共事業としての役割を充足している機能を有し、指定管理期間において継続して事業を実施できるものとします。また、設計及び施工においては関係法令の他、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」最新版に従うものとします。
121	提案内容の変更	要求水準書(案)	2	16	「提案された施設内容が認められない場合がある」とされていますが、民間事業者の募集及び選定における審査委員会における評価に関係なく、選定後は提案内容の変更が生じる場合もあることが前提であることから、審査委員会が評価した提案内容は、事業予定者を選定するための一時的なものであり、特定事業の実施に関する計画を審査するものではないとの理解でよいでしょうか。	審査委員会は特定事業の実施に関する計画を審査するものです。なお、選定後に市との協議により提案内容の変更が生じた場合については、あらかじめ審査委員会による確認を行うことを想定しています。
122	新設道の駅の構成施設	要求水準書(案)	2	13	「整備することが望ましい施設」と「提案施設」を実際に整備するか否かについては、市と民間事業者の協議により決定する」とありますが、当該決定により民間事業者が提案した施設の整備をとりやめ、当該施設において想定されていた収益が得られないことにより提案内容の変更等のための新たな負担や損害がある場合は、市が負担するとの理解でよいでしょうか。	どちらの帰責によるものか協議します。
123	売上予測	要求水準書(案)	5	18	・売上等事業者の収入を記載する場合には、前橋市の試算等がございましたらご教示頂くことは可能ですか。	事業収支については事業手法の検討として実施しています。
124	売上予測	要求水準書(案)	5	18	・売上について、公表されている「前橋市新設「道の駅」基本計画等作成業務報告書(平成28年3月)」で検討されている売上予測等は、市の判断の根拠又は参考となっているという理解でよろしいですか。	審査に当たり参考とする予定はございません。
125	業務の内容	要求水準書(案)	5	5	基本計画として、コンセプト、機能構成、施設内容、土地利用計画、整備計画、運営計画を策定することとされていますが、これらの内容は選定事業者となった民間事業者が提出した提案内容をもとにしたものであり、その変更が生じた場合の民間事業者側が生じる新たな負担や損害については市が負担するものとの理解でよいでしょうか。	質問No.12を参照してください。
126	資金計画	要求水準書(案)	5	17	資金計画では道の駅全体(施設)全体の事業期間中におけるPFI特定事業及び市負担(整備費等)事業の事業収支について記載することが求められていますが、当該事業収支を検討する前提となる敷地条件(面積及び法規制等)、土地の履歴、敷地測量図、地盤調査結果、土地取得に関する計画(取得範囲、取得完了時期)、敷地周辺の道路、上水道、下水道、都市ガス、通信、電力等の状況又は整備計画、前面道路である国道17号上武道路における交通量の想定及び4車線として整備される時期、市が負担する整備費の上限についての基本的な考え方、市が負担する維持管理費の上限についての基本的な考え方、市が負担する年間指定管理料の上限についての基本的な考え方などが市から提示されるとの理解でよいでしょうか。	敷地条件(面積)については、選定事業者が作成する基本計画をもとに決定します。敷地条件(法規制)については、実施方針第4章1.立地に関する事項に示す地域区分において開発に必要な規制を受けず、土地の履歴の対象については、実施方針別紙9「計画区域図」に示す新設市道計画の実施設計後に確定します。敷地測量図(現地測量成果)は現在作成中であり、資格審査通過者に対して提供することを予定しています。地盤調査については、提案内容を基に協議により調査内容を決定し実施します。土地取得に関する計画(取得範囲)は新設市道の実施設計後に用地測量を実施し確定します。土地取得に関する計画(取得完了時期)については、土地収用法事業認定後(用地測量後)に用地買収を開始し、平成30年度中の買収完了を予定しています。敷地周辺の道路については、選定事業者が作成する基本計画をもとに測量設計を行います。上水道等インフラについては実施方針第4章1.立地に関する事項のとおりです。上武道路における交通量想定及び4車線として整備される時期については質問No.85を参照してください。市が負担する費用については、提案を基に協議により定めるものとします。上限額は現段階では公表しません。
127	資金計画	要求水準書(案)	5	17	選定された民間事業者が提出した提案内容をもとに資金計画を策定するのであれば、資金計画における事業収支を検討する前提となる敷地条件(面積及び法規制等)、土地の履歴、敷地測量図、地盤調査結果、土地取得に関する計画(取得範囲、取得完了時期)、敷地周辺の道路、上水道、下水道、都市ガス、通信、電力等の状況又は整備計画、前面道路である国道17号上武道路における交通量の想定及び4車線として整備される時期、市が負担する整備費の上限についての基本的な考え方、市が負担する維持管理費の上限についての基本的な考え方、市が負担する年間指定管理料の上限についての基本的な考え方などについては、審査の公平を担保する観点から募集要項と共に公表される要求水準において特定事業を実施するための前提条件として提示されるとの理解でよいでしょうか。	質問No.126を参照してください。
128	設備に関する基本要件について	要求水準書(案)	6	25	〈設備等〉に記載があります「ライティング」「再生可能エネルギーを活用した発電設備」「再生可能エネルギーを活用した空調システム」は本要求水準書(案)の第1章 5. アに掲げられている必須施設と同様に必ず整備する設備であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	テーマ(本物)	要求水準書(案)	6	8	・「多様な地域資源を体験できる場(本物)」とはどのようなことをイメージされているかご教示頂くことは可能ですか。	市内各所に点在する自然体験、文化施設を想定しています。
130	道路休憩施設の駐車スペース	要求水準書(案)	7	9	・表中、必須機能・駐車場欄1行目「道路休憩施設」は、国土交通省「道の駅」登録・案内要綱という休憩施設としての駐車場を想定しているという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
131	道路休憩施設の駐車スペース	要求水準書(案)	7	9	・表中、必須機能・駐車場欄1行目「道路休憩施設」の駐車スペース整備は、一般的に道路管理者が整備する「一体型」ではなく、前橋市が整備する「単独型」を想定しているという理解でよろしいですか。	一体型整備に向けた調整中であり、道路休憩施設については道路管理者による整備を想定しています。
132	道路休憩施設の駐車スペース	要求水準書(案)	7	10	・表中、必須機能・駐車場欄2行目で示されている駐車スペースの根拠となった国道17号上武道路交通量等の道路条件(現況交通量、計画交通量、4車線化時期、事業期間中の交通量予測の変動等)をご教示頂くことは可能ですか。	現在、上武道路の未開通区間の現況交通量及び交通量予測の変動資料はありません。その他については質問No.85を参照してください。
133	道路休憩施設の駐車スペース	要求水準書(案)	7	10	・表中、必須機能・駐車場欄2行目以降で示されている駐車スペース数は、「前橋市新設「道の駅」基本計画等作成業務報告書(平成28年3月)」で検討されている駐車スペースが根拠になっているという理解でよろしいですか。	車スペースに係る車両台数については上武道路管理者である国土交通省から提示されたとおりです。
134	非収益施設の駐車スペース	要求水準書(案)	7	15	・表中、必須機能・駐車場欄7行目に収益施設のための駐車スペースについての要求水準が示されていますが、非収益施設(芝生広場、多目的施設、ラウンジ)利用者の駐車スペースについてはどのように考えればよろしいですか。	応募者の提案によるものとします。
135	災害時に必要な駐車スペース	要求水準書(案)	7	17	・表中、必須機能・駐車場欄9行目に災害時に必要な駐車スペースについての要求水準が示されていますが、その対象は道路利用者となりますか。あるいは前橋市民や広域的な避難者等を想定していますか。	道路利用者(1000人程度)を想定しています。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
136	路線バス	要求水準書(案)	7	23	駐車場の必須機能として路線バス、タクシー乗降スペースが挙げられていますが、募集要項と共に公表される要求水準書においては、当該機能の配置等の計画にあり必要となる条件等として、計画地内に乗り入れが予定されている路線バスの営業ルート、計画地内への進入路及び退出路、運行時間、現在の乗降人数の状況等が提示されるとの理解でよいでしょうか。	路線バス、タクシー等計画については、選定事業者が作成する基本計画をもとに関係事業者との協議を行い決定する予定です。従って、募集要項においては詳細な条件は提示しませんので、周辺状況や配置計画を勘案して各スペースを提案してください。
137	道路休憩施設のトイレ	要求水準書(案)	7	28	・表中、必須機能「トイレ欄1行目「道路休憩施設」は、国土交通省「道の駅」登録・案内要綱という休憩施設としてのトイレを想定しているという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
138	道路休憩施設の駐車トイレ	要求水準書(案)	7	28	・表中、必須機能「トイレ欄1行目「道路休憩施設」のトイレ整備は、一般的にいう道路管理者が整備する「一体型」ではなく、前橋市が整備する「単独型」を想定しているとの理解でよろしいですか。	質問No.131を参照してください。
139	トイレ自家発電設備	要求水準書(案)	7	36	・表中、導入機能の考え方「トイレ欄9行目」に「災害時には自家発電により使用可能にすることを検討する」とありますが、必須項目欄の道路休憩施設に適用されるものなのか、あるいは地域振興施設等にも適用されますか。	道路休憩施設を基本とします。
140	災害リスク	要求水準書(案)	7	11	・表中、導入機能の考え方「駐車場欄3行目」に「災害リスクに備える」とありますが、ここでいう災害リスクに備える対象は「道の駅」利用者(道路利用者)という事になりますか、または前橋市市民を含めた不特定の広域的な市民等を想定されておりますか。	質問No.135を参照してください。
141	災害リスク	要求水準書(案)	7	11	・表中、導入機能の考え方「駐車場欄3行目」に「災害リスクに備える」とありますが、本項で必須としている導入機能と前橋市地域防災計画や、その他広域防災計画等との関係、位置づけについてご教示頂くことは可能ですか。なお、現在明確な位置づけが無い場合においては、将来的な位置づけの方向性についてご教示ください。	整備後に前橋市地域防災計画に位置付けることを予定しています。
142	使用料	要求水準書(案)	7	26	駐車場の必須機能としてキッチンカー出店エリアが挙げられていますが、募集要項と共に公表される要求水準書においては、運営計画における資金計画等を検討するために必要となる条件等として、公有財産における貸し付け料の算定方法が関連する市の条例又は規則等の根拠と共に提示されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	道路情報施設	要求水準書(案)	8	11	・表中、導入機能の考え方「観光案内所、情報発信施設欄2行目」に「地域情報発信等」とありますが、この中に国土交通省「道の駅」登録・案内要綱という道路情報施設は含まれているという理解でよろしいですか。あるいは道路情報施設は含まないということになりますか。	含まれるものとします。
144	物販販売所一体型総合窓口	要求水準書(案)	8	14	・表中、必須機能「観光案内所、情報発信施設欄5行目」に「物販販売所一体型総合窓口」と観光案内所、地域情報発信施設との機能分担についてご教示頂くことは可能ですか。	観光案内所及び地域情報発信施設は、物販販売所窓口と兼ねられるものとして修正します。
145	福祉ショップ	要求水準書(案)	9	18	募集要項と共に公表される要求水準書においては、運営計画における資金計画等を検討するために必要となる条件等として、福祉ショップの運営を行う者の人数、年間営業日数、営業時間帯、想定される来場者数などが提示されるとの理解でよいでしょうか。	福祉ショップの運営体制については検討中です。施設の仕様については募集要項公表時に示します。
146	消防団詰所	要求水準書(案)	9	34	・表中、施設名「消防団詰所」の前橋市地域防災計画やその他広域防災計画等との関係、位置づけについてご教示頂くことは可能ですか。なお、現在明確な位置づけが無い場合においては、将来的な位置づけの方向性についてご教示ください。	消防団詰所については前橋市地域防災計画等において位置付けはありません。現時点で将来的な予定もありません。
147	消防団詰所	要求水準書(案)	9	34	募集要項と共に公表される要求水準書においては、運営計画における資金計画等を検討するために必要となる条件等として、消防団詰所の運営を行う者の人数、年間利用日数、利用時間帯、運営を行う者以外に想定される来場者数などが提示されるとの理解でよいでしょうか。	消防団詰所(団員20名程度)については、災害時における参集出動、訓練・会議使用を予定しています。なお、それぞれの実施回数、時間については未定ですが、対象消防団の昨年度実績は災害時使用15回、訓練・会議使用49回でした。施設の仕様については募集要項公表時に示します。
148	防災施設	要求水準書(案)	10	8	・表中、施設名「防災施設」の利用対象者をどのように想定されていますか。	質問No.135を参照してください。
149	防災施設	要求水準書(案)	10	8	・表中、施設名「防災施設」の前橋市地域防災計画やその他広域防災計画等との関係、位置づけについてご教示頂くことは可能ですか。なお、現在明確な位置づけが無い場合においては、将来的な位置づけの方向性についてご教示ください。	質問No.141を参照してください。
150	井戸	要求水準書(案)	10	8	・表中、望ましい機能「防災施設欄1行目の「井戸」は飲用目的を想定されていますか。	井戸施設については飲用外を想定しています。
151	井戸	要求水準書(案)	10	8	・表中、望ましい機能「防災施設欄1行目の「井戸」についての地下水調査結果をご教示頂くことは可能ですか。	地下水調査は実施していません。
152	多目的施設	要求水準書(案)	10	11	募集要項と共に公表される要求水準書においては、運営計画における資金計画等を検討するために必要となる条件等として、市が多目的施設等の必須施設の利用を前提として開催することが予定されるイベント等の年間開催日数、開催時期、開催日や時間帯、開催内容、必須施設の使用料等を支払う場合の使用料の上限についての基本的な考え方などが提示されるとの理解でよいでしょうか。	現在、決定しているイベント予定はありません。利用計画等を含めて提案してください。
153	シャワー施設	要求水準書(案)	10	18	・表中、望ましい機能「ラウンジ欄1行目「シャワー施設」の利用目的、利用対象者はどのように想定されていますか。	利用対象は長距離ドライバーやサイクリストを想定しています。
154	グランピング施設	要求水準書(案)	10	18	・表中、施設名「グランピング施設」の利用対象者について、通常のグランピング施設がターゲットとする利用者は、その施設の性格から、一定以上の高所得者が中心となるものと理解しておりますが、ここで示されるグランピング施設の利用対象者をどのように想定されていますか。	応募者の提案によるものとします。
155	市民菜園	要求水準書(案)	11	13	・表中、導入機能の考え方「農園欄1行目「菜園」と、前橋市市民農園(農林課)との関係をご教示頂くことは可能ですか。	本市農林課実施事業との関連はありません。
156	市民菜園	要求水準書(案)	11	13	・表中、導入機能の考え方「農園欄2行目「菜園」の整備に当たって「前橋市市民農園開設事業補助金(前橋市農業委員会)」の交付対象となりますか。	現在、当該補助制度はありません。
157	災害時対応	要求水準書(案)	12	1	・災害時対応における基本要件は、必須施設同様にPFI特定事業については民間の提案という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
158	災害時対応の対象	要求水準書(案)	12	1	・災害時の業務対応対象は「道の駅」利用者(道路利用者)という事になりますか、または前橋市市民を含めた不特定の広域的な市民等を想定されておりますか。	質問No.135を参照してください。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
159	災害時対応と地域防災計画	要求水準書(案)	12	1	「災害時対応における基本要件」の前橋市地域防災計画やその他広域防災計画等との関係、位置づけをご教示頂くことは可能ですか。なお、現在明確な位置づけが無い場合においては、将来的な位置づけの方向性についてご教示ください。	質問No.141を参照してください。
160	災害対応の期間	要求水準書(案)	12	1	「災害時対応における基本要件」に示す機能の提供期間についてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	3日間程度を想定しています。
161	マンホールトイレ	要求水準書(案)	12	10	・表中、機能欄1行目マンホールトイレに「断水時におけるトイレ用水の確保」とありますが、確保容量についてはどのように想定されておりますか。	マンホールトイレの設置基数は10基を想定しており、その際に必要な水量は6m ³ (2m ³ /日×3日)を見込んでいます。
162	物資供給中計地点としてのスペース	要求水準書(案)	12	11	・表中、機能欄2行目「物資供給中継地点としてのスペース」の前橋市地域防災計画やその他広域防災計画等との関係、位置づけをご教示頂くことは可能ですか。なお、現在明確な位置づけが無い場合においては、将来的な位置づけの方向性についてご教示ください。	質問No.141を参照してください。
163	一時避難場所	要求水準書(案)	12	15	・表中、機能欄4行目「一時避難場所」の避難対象者及び避難者数はどのように想定されておりますか。	質問No.135を参照してください。
164	一時的な食材提供	要求水準書(案)	12	18	・表中、設置場所「一時的な食材確保欄2行目「食材を利用者に提供する」とありますが、提供する期間、費用負担等についてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	食材の提供は在庫限りとします。ただし、物資の提供に必要な態勢は3日程度確保することを想定しています。費用負担は提案を基に、詳細は協議において定めるものとします。
165	発電設備	要求水準書(案)	12	22	・表中、設置場所・発電設備欄4行目「非常用発電設備を設置する。」とありますが、設置までが要求水準の範囲であるという理解でよろしいですか。	発電設備については維持管理まで含むものとします。
166	一体的設計	要求水準書(案)	13	3	・設計業務は、「PFI特定事業の対象施設を対象としますが、PFI特定事業と一体的に実施することが妥当と判断される場合には、対象外の施設と一体的に設計を実施することとする。」との記載がありますが、一体的設計とは、PFI特定事業の対象施設と、対象外の施設との合築を指しているかと理解してよろしいでしょうか。	実施方針質問No.14を参照してください。
167	埋蔵文化財調査	要求水準書(案)	13	15	「本市が行う埋蔵文化財調査に必要な資料の作成を行う」とありますが、必要な資料作成とはどのような内容を想定されていますか。	実施設計の成果資料を基本としますが、体裁等の詳細は協議において定めるものとします。
168	埋蔵文化財調査結果による開設時期の	要求水準書(案)	13	15	「埋蔵文化財調査」とありますが、調査の結果、追加調査等が必要となる場合、開設時期が変更になると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準の変更	要求水準書(案)	13	7	「選定事業者の提案もとに策定する基本計画に定める要件を要求水準とし」とありますが、基本計画に定める要件により、民間事業者の募集及び選定時に公表された要求水準書の内容が変更された場合には、市の掃蕩事由による要求水準の変更は該当するとご理解でよろしいでしょうか。	質問No.12を参照してください。
170	維持管理業務敷地範囲	要求水準書(案)	16	12	・PFI対象施設の敷地とPFI対象外施設の敷地の範囲の区分け方法についてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	応募者の提案によるものとします。
171	維持管理業務責任者	要求水準書(案)	16	27	「維持管理業務責任者は兼務でも構わない。」との記載がありますが、何と兼務できるのでしょうか。	運営業務責任者を想定しています。
172	維持管理業務報告書	要求水準書(案)	17	2	・毎年12回提出する維持管理業務報告書の提出時期については運営業務同様に月1回という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
173	建物の修繕	要求水準書(案)	17	11	・建築物保守管理業務での修繕には、屋根・外壁・構造等のいわゆる大規模修繕は含まれますか。	大規模改修の実施は想定していませんが、修繕の分担の詳細は協議により定めるものとします。
174	建築設備の修繕	要求水準書(案)	17	20	・建築設備保守管理業務での修繕には、設備の更新・取り換え等いわゆる大規模修繕は含まれますか。	質問No.173を参照してください。
175	外構の修繕	要求水準書(案)	18	18	「調査、診断を行った上で修繕等」とありますが、修繕には駐車場等舗装の打ち替え等いわゆる大規模修繕は含まれますか。	質問No.173を参照してください。
176	イベント等の企画	要求水準書(案)	20	8	「一体的に運営すること」について、本施設全体での一体的イベント等を企画・実行する場合のPFI対象外施設に要する費用は前橋市が負担するという理解でよろしいですか。	イベント実施に係る費用負担については、内容に応じて協議により定めるものとします。
177	運営業務の兼務	要求水準書(案)	20	24	「運営業務は兼務でも構わない。」との記載がありますが、何と兼務できるのでしょうか。	維持管理業務を想定しています。
178	他道の駅との連携	要求水準書(案)	21	12	・既存道の駅(3駅)及び周辺自治体の道の駅との連携手法について提案するとありますが、対象とする道の駅の基本情報(管理者、利用者数・売上等)はご教示頂くことは可能ですか。	募集要項公表時に可能な範囲で提供します。
179	観光案内所、情報発信施設の運営	要求水準書(案)	21	18	「事業者は、地域情報発信コーナーを設置し、施設の利用者に対し、本市の観光情報及びイベント情報等を紹介すること。」とありますが、当運営業務については全面的に市より支援を受けることが出来るものと考え宜しいですか。	ご理解のとおりです。
180	他道の駅との連携	要求水準書(案)	21	12	・既存道の駅(3駅)及び周辺自治体の道の駅との連携手法について提案するとありますが、提案さえすれば提案事項が実現しなくても要求水準を満足するものであると理解してよろしいですか。	提案した内容が基本計画として定められた場合は市と事業者は計画実現に最大限努めるものとします。
181	加工施設業務内容	要求水準書(案)	22	12	・加工施設の業務内容が製造とありますが、出荷・販売も可能との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
182	農畜産直売所集荷	要求水準書(案)	22	18	・(1)業務内容で「販売業務」とあり、また(2)要求水準で「農畜産物等については整理、レジ業務及び売上げの管理を行う」とありますが、生産者の組織化、集荷体制の構築等についてのお考えをご教示頂くことは可能ですか。	現段階では、市の想定はありません。詳細については応募者の提案を基に協議により決定するものとします。
183	協議会	要求水準書(案)	22	18	・実施方針別紙1「運営業務」協議会運営リスクとあることについて、協議会の運営業務内容をご教示頂くことは可能ですか。	質問No.48を参照してください。
184	整備することが望ましい施設	要求水準書(案)	23	14	「事業認定後に新たな施設を追加することは原則として認められない」とありますが、民間事業者提案施設が本要求水準書(案)の第1章.5.ウ(3頁11行目)に示された提案施設である場合、本要求水準書(案)の第1章.5.イ(2頁3行目)に示された整備することが望ましい施設については必要に応じて設けることは認められないのでしょうか。	事業認定後は整備することが望ましい施設が提案施設にかかわらず、新たな施設を追加することは原則として認められません。
185	段階整備	要求水準書(案)	23	14	「事業認定後に新たな施設を追加することは原則として認められない」とありますが、当初にすべての施設を整備して集客を図るもの、その後、施設等の老朽化及び陳腐化により集客を落としてしまうようなことを避ける観点からは、整備予定の施設の一部から開業を始めて、段階的に営業内容の更新や拡大を図りながら長く集客の維持を図るよう事業を展開することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には開業の時期を段階的とする事は出来ません。
186	営業内容の変更	要求水準書(案)	23	14	「事業認定後に新たな施設を追加することは原則として認められない」とありますが、必要に応じて整備された施設における営業内容を変更していくことは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	基本計画を逸脱しない範囲においては変更が認められる可能性があります。
187	民間事業者提案施設の運営業務	要求水準書(案)	23	17	「本事業は土地収用法の適用を受けるため、事業認定後に新たな施設を追加することは原則として認められない。」とありますが、事業期間中に近隣に商業施設等の類似施設が出来た場合、道の駅の集客を落とさない為の新たな施設の建設は良いのでしょうか。	質問No.184を参照してください。

No.	質問タイトル	該当箇所			質問	回答
		資料名	頁数	行数		
188	民間事業者提案施設の定義	要求水準書(案)	23	10	民間事業者提案施設とは、本要求水準書(案)の第1章5.ウ(3頁11行目)に示された提案施設を意味するものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	収支報告書	要求水準書(案)	23	19	「月次の収支報告書を作成し…本市に報告する」とありますが、収益事業を行う場合のレジ通過者数、売上報告という理解でよろしいですか。	市との協議により定めます。
190	民間事業者の定義	要求水準書(案)			要求水準書(案)において使用されている「民間事業者」という用語は、ほとんどがPFI事業者(選定事業者)の意味であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書の構成	要求水準書(案)			募集要項と共に公表される要求水準書には、他のPFI事業や官民連携事業と同様に、特定事業を実施するための前提条件である敷地条件(面積及び法規制等)、土地の履歴、敷地測量図、地盤調査結果、土地取得に関する計画(取得範囲、取得完了時期)、敷地周辺の道路、上水道、下水道、都市ガス、通信、電力等の状況又は整備計画が提示されるとの理解でよいでしょうか。	質問No.126を参照してください。